

平成17年(行ウ)第157号及び第184号ないし第191号

原 告 [redacted] ほか8名

被 告 国

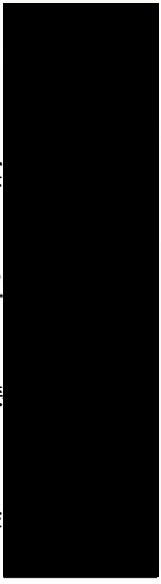
答 弁 書

平成17年7月15日

東京地方裁判所民事第38部合B1係 御中

被告指定代理人

石	川	さ	お	り
小	山	博	実	
泉	本	良	二	
清	水	真	琴	
山	門	由	美	



送達場所

〒102-8225

東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

(FAX 03-3515-7307 小山あて)

(電話 03-5213-1403)

目 次

第 1	請求の趣旨に対する答弁	1
第 2	請求の原因に対する認否	1
第 3	被告の主張	3
1	はじめに	4
2	原告らが法 3 条 1 項に定める準正要件を欠いていること	4
3	原告らが届出要件を欠いていること	5
(1)	国籍取得の届出が適法なものであることを要すること	5
(2)	原告 [] 及び原告 [] 以外の原告らについて	6
(3)	原告 [] 及び原告 [] について	6
(4)	小括	7
第 4	原告らの主張に対する反論	7
1	国籍立法に関する立法裁量の広範性と平等原則の適用	7
(1)	国籍立法についての立法裁量の広範性	7
(2)	国籍立法と憲法 1 4 条の平等原則	8
ア	憲法 1 4 条 1 項は合理的な根拠に基づく差別を禁止するものではない こと	8
イ	合理的な根拠に基づく差別であるか否かについての審査基準	9
2	法 3 条 1 項は憲法 1 4 条 1 項に違反しないこと	10
(1)	国籍取得に関する立法主義と国籍法の制定及び改正の経緯等	10
ア	国籍の取得に関する立法主義	10
イ	国籍法の制定及び改正経緯	11
(ア)	現行国籍法の制定（父系血統主義）	11
(イ)	昭和 5 9 年法改正（昭和 5 9 年法律第 4 5 号）	12
a	父母両血統主義の採用	12
b	届出による国籍の取得制度の創設	13

(2) 法3条1項の準正による国籍取得制度の合理性	14
ア 内容	14
イ 法3条1項の準正による国籍取得制度は殊更非嫡出子を差別することを目的とした制度ではないこと	14
ウ 準正によって嫡出子となった子と非嫡出子の扱いを区別することに合理性があること	15
（ア）我が国は法律婚尊重主義の法政策を採用していること	15
（イ）準正要件の合理性	17
（ウ）準正要件という客観的に明確な基準を要求すべき必然性があること	18
エ 比較法的にみても不合理な立法ではないこと	19
オ 最高裁平成14年11月22日第二小法廷判決の補足意見について	19
(3) 小括	20
第5 結論	21

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

1 請求の原因第1の1について

(1) (1)について

認める。ただし、甲イ第1号証によれば、

の戸籍上の氏名の表記は である。

(2) (2)について

不知。ただし、甲イ第1号証に、原告

(以下「原告」という。)が、平成13年12月1

2日付けで から認知された旨記載されていることは認める。

(3) (3)及び(4)について

原告 法定代理人親権者母

(以下「原告」という。)が千葉地方法務局館山支局に原告

の国籍取得の届出をし、同支局が、同届出を不受理としたとの点は否認する。

同支局では、後記第3, 3(3)記載のとおり、上記届出を受け付けておらず、不受理とはしていない。

2 請求の原因第1の2について

認める。ただし、甲ロ第1号証によれば、

の戸籍上の氏名の表記は である。

3 請求の原因第1の3について

(1) (1)について

認める。ただし、甲ハ第1号証によれば、

■■■■の戸籍上の氏名の表記は■■■■

である。

(2) (2)について

認める。ただし、甲ハ第1号証によれば、認知は平成12年8月16日付けである。

(3) (3)及び(4)について

原告■■■■(以下「原告■■■■」という。)法定代理人親権者母■■■■(以下「原告■■■■母」という。)がさいたま地方法務局越谷支局に原告■■■■の国籍取得の届出をし、同支局が、同届出を不受理としたとの点は否認する。

同支局では、後記第3, 3(3)記載のとおり、上記届出を受け付けておらず、不受理とはしていない。

4 請求の原因第1の4について

(1) (1)について

認める。ただし、甲二第1号証によれば、■■■■

■■■■の戸籍上の氏名の表記は■■■■である。

(2) (2)について

不知。ただし、甲二第1号証に、平成12年9月13日付けで、■■■■から認知された旨記載されていることは認める。

(3) (3)及び(4)について

いずれも認める。

5 請求の原因第1の5について

(1) (1)について

認める。ただし、甲ホ第1号証によれば、■■■■

■■■■の戸籍上の氏名の表記は■■■■である。

(2) (2)について

不知。ただし、甲ホ第1号証に、平成13年7月26日付けで、
から認知された旨記載されていることは認める。

(3) (3)及び(4)について

いずれも認める。

6 請求の原因第1の6について

(1) (1)について

認める。ただし、甲ヘ第1号証によれば、
氏名の表記は である。

(2) (2)ないし(4)について

いずれも認める。

7 請求の原因第1の7について

認める。ただし、甲ト第1号証によれば、
籍上の氏名の表記は である。

8 請求の原因第1の8について

認める。ただし、甲チ第1号証によれば、
上の氏名の表記は である。

9 請求の原因第1の9について

(1) (1)について

認める。ただし、甲リ第1号証によれば、
の戸籍上の氏名の表記は である。

(2) (2)ないし(4)について

いずれも認める。

10 請求の原因第2ないし第4について

いずれも争う。

第3 被告の主張

1 はじめに

国籍法（以下「法」という。）3条1項は、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。」と規定して、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得したこと（準正）を要件として（以下「準正要件」という。）、届出による簡易な国籍取得を認めている。

また、これを受けて、国籍法施行規則（以下「規則」という。）1条は、その届出の手續を定め、届出は、届出をしようとする者が自ら法務局、地方法務局又は在外公館に出頭して書面によってしなければならないこと（同条3項）、届書には、国籍の取得をしようとする者の氏名等のほか「国籍を取得すべき事由」を記載して届出をする者が署名押印するとともに、「国籍取得の条件を備えていることを証するに足る書類」を添付しなければならないこと（同条4項）を定めている（以下「届出要件」という。）。

原告らが、法3条1項に基づき、我が国の国籍を取得するためには、以上の各要件を具備することを要するところ、原告らについては、この両者の要件を欠いているため、国籍取得を認めることはできない。

以下、詳述する。

2 原告らが法3条1項に定める準正要件を欠いていること

法3条1項が、国籍取得の要件として準正要件を定めていることは、前記1のとおりであるところ、原告らがいずれも準正要件を満たしていないことは、訴状請求原因において、原告らが述べるところから明らかである。

この点について、原告らは、法3条1項の定める準正要件は憲法14条1項に違反し、違憲無効であると主張するが（訴状6ないし9ページ）、法3条1

項における準正要件が合理的な根拠に基づくものであり、これにより準正子とそうでない非嫡出子との間に国籍取得における差異が生じることがあっても、それをもって違憲であるといえないことは後記第4で述べるとおりである。

3 原告らが届出要件を欠いていること

(1) 国籍取得の届出が適法なものであることを要すること

法3条2項は、「前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本国籍を取得する。」と定めるところ、規則1条は、前記1のとおり、届出の手続を定めており、その届出はこれを満たした適法なものである必要がある。

この届出は、前記1のとおり、法務局等（以下「受理機関」という。）に自ら出頭して行うべきものとされ、これら機関において受付事務が行われることになるところ、これら機関は、国籍取得の届出が適法なものである限り、必ず受付をしなければならないが、届書の記載内容に不備があり、又は添付書類を欠くなどの理由から適法な届出とは認められないときは、これを受け付けないことは正当な取扱いというべきである。

そこで、実務上、受理機関が受付手続を行うに当たっては、届出人の提出すべき書類がそろっているか否か、届出書の記載が整っているか否かを点検し、書類が不足する場合には完備させ、記載に不備がある場合には補正させた上、適法な届出であると認められるときに受け付ける取扱いがされている

（昭和59年11月1日付け法務省民五第5506号各法務局長、地方法務局長あて法務省民事局長通達（以下「本件通達」という。）第1、2(2)）。

ただし、窓口での混乱を避けるため、届出が適法でないことが明らかな場合であっても、届出人が強いて受付を求める場合には、いったん届出の受付をし、後日、届出が適法な手続によってされていない又は国籍取得の条件を備えているものとは認められない旨の通知をすることがある（本件通達第1、4(2)）。

なお、本件通達は、上記届書の様式も定めており（本件通達付録第1号様

式。以下「1号様式」という。), 原告 [] 及び同 [] 以外の原告らから提出された届書は, 同様式のものであった。

(2) 原告 [] 及び原告 [] 以外の原告らについて

前記1のとおり, 規則1条4項は, 届書に「国籍を取得すべき事由」を記載し, 「国籍取得の条件を備えていることを証するに足りる書類」を添付すべきことを定めるところ, 上記「国籍を取得すべき事由」及び「国籍取得の条件」が, 法に定められた実体的な国籍取得要件に該当する具体的事実関係を意味することは明らかである。

ところが, 原告 [] 及び原告 [] 以外の原告らについては, 原告らが訴状請求原因第2, 2及び4ないし9において主張する各日, 受理機関に各原告の法定代理人が出頭し, 1号様式による届書が提出されたものの, 各届書における「国籍を取得すべき事由」欄の記載は, 法3条1項に定める準正要件に該当する事実関係を欠いており, また, 準正要件を満たしていることを証する書面も何ら添付されていなかった。

原告らが, 法3条1項に定める準正要件を実体的に欠くことは前記2のとおりであるが, 上記のとおり, 同原告らの届書は, その記載内容に不備があり, かつ, 添付書類を欠くものであって, 適法な届出と認められないものであった。

(3) 原告 [] 及び原告 [] について

原告 [] 及び原告 [] 母は, 弁護士を同道の上, 平成17年3月9日, 千葉地方法務局館山支局に来所し, 国籍取得届の受付を求めたが, 同支局係官が, 法3条1項の要件を満たさない記載内容の国籍取得届を受け付けることはできないと説明したところ, 原告 [] 母らは強いて国籍取得届の受付を求めることなく退出した。

また, 原告 [] 及び原告 [] 母は, 同年2月25日, 弁護士を同道の上, さいたま地方法務局越谷支局に来所し, 国籍取得届の受付を求

めたが、同支局係官が、法3条1項の要件を満たさない記載内容の国籍取得届を受け付けることはできないと説明したところ、原告[]母らは強いて国籍取得届の受付を求めることなく退出した。

前記(1)でも述べたとおり、国籍取得の届出は、これにより、その時点において国籍の取得という法的効果を生じさせるものであるところ、以上の事実関係によれば、原告[]及び原告[]については、社会通念上そのような効果を生じさせる国籍取得の届出と評価し得る事実がないといわざるを得ない。

(4) 小括

以上のとおり、原告[]及び原告[]については、そもそも届出と評価できる事実関係を欠いており、その余の原告らについても適法な届出を欠いているから、原告らは、この点でも国籍取得の要件を満たさない。

第4 原告らの主張に対する反論

以上に対し、原告らは、法3条1項の準正要件が憲法14条1項に反するなどとして、原告らが国籍を取得していると主張する。

しかしながら、以下のとおり、国籍立法に関する立法裁量は極めて広範なものであり、法3条1項の準正要件は、その立法の経緯等を総合すると憲法14条1項に違反するものとはいえないから、上記原告らの主張は理由がない。

1 国籍立法に関する立法裁量の広範性と平等原則の適用

(1) 国籍立法についての立法裁量の広範性

憲法は、国籍の得喪に関する要件につき、10条において「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定して、これを法律によって定めるべきものとするものの、その要件の具体的内容について明示するところがない。これ以外には、憲法上、国籍の得喪について定める規定はなく、日本国民たる父母がその子に日本国籍を承継させる権利又は日本国民の子が日本国籍を

取得する権利は存在しないのである（細川清「国籍法の一部を改正する法律の概要」民事月報39巻6号9ページ，石黒一憲「国際法と両性平等」法学教室1981年6月号101ページ，東京高裁昭和57年6月23日・判例時報1045号78ページ，その原審である東京地裁昭和56年3月30日判決・判例時報996号23ページ）。

これは，国際法上も，国籍の得喪に関する立法が国家の対人主権の範囲を画するものとして各国の自由にゆだねられていることを踏まえ，憲法は，具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかについては，代表民主制の原理に基づき，国会が，全国民を代表する立場において，我が国の歴史的事情，伝統，環境等様々な要因を総合的に考慮して合理的に定めることにゆだねたものと解される。最高裁も，国籍法2条1号の合憲性が問題となった国籍確認等請求訴訟において，「国籍は国家の構成員たる資格であり，元来，何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定することは，国家の固有の権限に属するものであり，国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは，それぞれの国の歴史的事情，伝統，環境等の要因によって左右されるところが大きいことから，日本国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかを法律にゆだねる趣旨である」（最高裁平成14年11月22日第二小法廷判決・判例時報1808号55ページ）として，同様の見解に立つことを判示している。

このような国籍の得喪に関する憲法の趣旨に照らせば，国籍の得喪に関する要件が，上記のような諸事情を総合考慮して決定されるものであり，その性質上，立法府に与えられている裁量が広範なものであることは明らかである（前掲東京地裁昭和56年3月30日判決参照）。

(2) 国籍立法と憲法14条の平等原則

ア 憲法14条1項は合理的な根拠に基づく差別を禁止するものではないこと

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と法の下に平等を定めているが、同規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであつて、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理的な根拠に基づくものである限り、何ら同規定に違反するものではない（最高裁昭和39年11月18日大法廷判決・刑集18巻9号579ページ，最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ等参照）。したがって、国籍の得喪に関する法律の要件における区別についても、それが合理的な根拠に基づくものである限り、何ら憲法14条1項に反するものではない（前掲最高裁平成14年11月22日第二小法廷判決）。

イ 合理的な根拠に基づく差別であるか否かについての審査基準

(ア) 憲法は、前記(1)のとおり、いかなる者を我が国の構成員とするかの具体的決定を、我が国の歴史的事情、伝統、環境等の諸事情を総合考慮したところに基づく立法府の広範な裁量にゆだねているのであるから、国籍の取得に関する法律の要件における区別について、憲法14条1項違反の問題を生じ得る場合は極めて限定されるというべきである。等しく日本国民の子でありながら、国籍法上、日本国籍を取得できる者と取得できない者が存在することがあつたとしても、立法府が採用した立法政策上の区別に合理的な根拠があり、いまだ立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえず、これを憲法14条1項に反するものということとはできない。

(イ) そして、この合理性の有無を判断する「合理性の基準」とは、①立法目的が正当であり、②具体的な取扱い上の違いが前記目的達成に合理的

に関連していることをもって足り、違憲を主張する側がいかなる合理的根拠に基づいても支持することができないことを証明する責任を負うとする基準とされている（野山宏・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度643, 644ページ）。

2 法3条1項が憲法14条1項に違反しないこと

(1) 国籍取得に関する立法主義と国籍法の制定及び改正の経緯等

ア 国籍の取得に関する立法主義

既に述べたとおり、国籍取得の要件は、その国の歴史的沿革、伝統、環境等様々な要因を考慮して定められるものであり、実際に、各国の国籍取得の要件は多種多様であるが、立法上の主義としては、血統主義と生地主義に大別される。

血統主義とは、「自国民の子として出生した者に対して、自国の領土内で出生したかどうかを問わずに、自国の国籍を付与する主義」（黒木忠正＝細川清「外事法・国籍法」（現代行政法学全集17）277ページ）をいい、「同一文化を有する同一民族により国家を形成するという民族主義に由来するもの」（同278ページ）である。これに対し、生地主義とは、「父母の国籍のいかんにかかわらず、自国の領土内で出生した子に自国籍を付与する主義であり」、「元来、中世封建制に由来し、自国領内の居住の利益を享受する者に自国籍を付与して自国民としての義務を負担させるという思想に基づくものと考えられるが、現代においては、移民受け入れ国において、移民の子孫に自国籍を付与し、その定着、同化、宥和を促進する機能を有する点に特色がある」（同ページ）とされている。

諸国の国籍法は、この二つの主義のいずれかを基礎としているものの、「国際的な人的交流が活発な現代においては、その一方の主義を徹底することは、困難である。場合によっては、自国との実質的な関連のない者に国籍を付与し、あるいは自国との関連の強い者に国籍を与えない結果とな

り、また、国籍の積極的又は消極的な抵触の防止の理想も達成できないこととなるからである。したがって、諸国の立法例においては、原則としては血統主義又は生地主義のいずれか一方によりつつも、程度の差異はあれ、他方の要素をも考慮して、出生による国籍付与の要件を定めている」（同 278、279ページ）。我が国の国籍法も、昭和25年に廃止された従前の国籍法（明治32年法律第66号。以下「旧国籍法」という。）以来、伝統的に血統主義を採用しているものの、地縁的要素をも加味し、日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないときは、子は出生により日本国籍を取得するとしている（法2条3号、旧国籍法4条、前掲「外事法・国籍法」279ページ）。

また、国籍立法の基礎となるべき諸事情は、時の経過に伴って変化するものであるから、国籍の取得に関する要件をどのように定めるかということも、時代の要請に応じて異なるものであり、血統主義や生地主義という基本的な立法主義についてさえ、これを支える思想に変遷があることは、上記のとおりである。我が国の国籍法も、後記イのとおり、その時々々の社会情勢、国際情勢を踏まえて制定と改正を経てきたものである。

イ 国籍法の制定及び改正経緯

（ア）現行国籍法の制定（父系血統主義）

現行の国籍法は、個人の尊厳及び両性の本質的平等を立法の基本原則とする現行の憲法が制定され、従来の民法上の家制度が全面的に改正されたことに伴って、旧国籍法を廃止して新たに制定されたものであり、昭和25年5月4日に公布され、同年7月1日に施行されたものである（昭和25年法律第147号。以下、昭和59年改正前の法を「昭和25年法」という。）。

昭和25年法においては、憲法24条による個人の尊厳及び両性の本質的平等の保障の精神に反することを理由に、旧国籍法中の家制度に立

脚する規定及び婚姻、養子縁組、認知、離婚等の身分行為に基づく国籍の得喪の制度が廃止され、身分行為は、国籍に影響を及ぼさないものとされ、同様に、夫又は父母の国籍の変更は、当然に妻及び子の国籍の変更を生ずるとの旧国籍法の規定が廃止され、妻及び子について国籍上の独立の地位が認められた（前掲「外事法・国籍法」266ページ参照）。

一方、出生による国籍の取得については、従来我が国で採用されてきた父系血統主義を維持し、原則として父が日本国民であるときに子は日本国籍を取得するものとした。これは、①憲法は、国籍に関する事項を立法府の裁量にゆだね、日本国民の子に日本国籍を取得する権利又は日本国民たる父母が子にその国籍を承継させる権利を保障していないこと、②したがって、父系血統主義は、父に対して母の権利を差別したものであること、③血統主義を採用する諸外国の立法例では父系血統主義が採用されているので、父系血統主義は重国籍の防止に有効であること等の理由に基づくものである（同267ページ）。

(イ) 昭和59年法改正（昭和59年法律第45号）

a 父母両系血統主義の採用

その後、日本社会の国際化に伴って、多数の外国人が我が国に定住し、涉外婚姻が増加した結果、日本国民たる母の子で日本国籍を有しない者が増加したこと、両性平等意識の高揚により、母を日本国民とする子についても国籍を付与すべきであるとする世論が高まったこと、さらに、父系血統主義から父母両系血統主義に改める国が続出し、我が国のみが父系血統主義を維持しても、将来にわたり重国籍の発生を防止することが困難になったことなどの国際情勢、社会情勢の変化を背景とし、直接には、昭和54年（1979年）に第34回国際連合総会において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を契機として、昭和59年、国籍法的大幅な改正

がされた（前掲「外事法・国籍法」269, 270ページ）。

その結果、従来の父系血統主義に代わって、出生の時に父又は母のいずれか一方が日本国民であれば、子は出生により日本国籍を取得するものとする、父母両系血統主義が採用された（法2条1号）。

前掲最高裁平成14年11月22日第二小法廷判決は、この父母両系血統主義について、「法2条1号は、日本国籍の生来的な取得についていわゆる父母両系血統主義を採用したものであるが、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものである。」と判示している。同じく血統上の日本国民の子であっても、出生時における法律上の親子関係の有無により国籍取得の要件が異なることは、血統を絶対視する立場からは、不均衡との批判があり得ようが、血統という単なる生物学的要素を絶対視せず、親子関係により我が国との密接な結合が生ずる場合に国籍を付与するとの法の基本的政策からは、当然の帰結とされ（前掲細川13ページ）、上記最高裁判決もこの理を認めたものである。

b 届出による国籍の取得制度の創設

昭和59年改正では、父母両系血統主義が採用されるとともに、旧国籍法及び昭和25年法下において認められていた出生等による国籍の当然取得及び帰化等法務大臣の許可による国籍取得の方法に加え、準正子など法定の要件を備える者が、法務大臣に対し届出をすることによって当然に日本の国籍を取得するという制度が新たに設けられた（法3条, 17条, 昭和59年改正法附則5条, 6条）。この届出による国籍取得は、血統主義の補完あるいは実質的な日本国籍の再取得（回復）の見地から、ある者が我が国と特別な関係にある場合に、そ

の者が日本国籍の取得を欲するならば、帰化のように法務大臣の裁量による許可を要することなく、法務大臣への意思表示（届出）のみによって簡易に日本国籍を取得することを認めようとするものである。そして、この届出による日本国籍取得の効力は、その届出の時に生ずることとされており（法3条2項、17条3項等）、効力発生につき官報告示を要するとする制度（法10条参照）も採られていないので、届出が適法なものである限りこの届出によって確定的に日本国籍を取得するものである（前掲「外事法・国籍法」301ページ）。

(2) 法3条1項の準正による国籍取得制度の合理性

ア 内容

法3条1項に定める準正による国籍取得の制度は、前記(1)イ(イ)bのとおり、昭和59年改正により新設された届出による国籍取得の制度の一つであって、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる」と定める。

イ 法3条1項の準正による国籍取得制度は殊更非嫡出子を差別することを目的とした制度ではないこと

法3条1項が一定の準正子に届出による国籍取得を認める制度を創設した趣旨は、次のとおりである。

すなわち、父母両系血統主義（法2条1号）によれば、日本人母の子は、父が外国人であっても、子の嫡出又は非嫡出を問わず、出生により日本国籍を取得するが、日本人父の子は、母が外国人であれば、出生時に父子関係が確定している場合（子が嫡出子である場合又は父から胎児認知されて

いる場合)でなければ、出生により日本国籍を取得しない。このこ
日本人父の子に着目すれば、父母の婚姻が子の出生の前であるか後である
かによって、子の国籍に大きな差異が生ずることを意味し、制度の均衡上
考慮する必要がある。特に我が国では往々にして、子が生まれてから婚姻
の届出をするということも少なくないことを考えると、このような準正子
については、帰化の手續によることなく、実質的に血統主義の補完措置と
して、より簡易な方法による日本国籍の取得を認める必要がある。また、
親と生活関係を同一にする未成年の嫡出子は、親と同一の国籍であること
が望ましく、日本人父の準正子は、父母の婚姻及びその認知によって嫡出
子たる身分を取得したことにより、通常は、日本国民の家族関係に包摂さ
れ、我が国との密接な結合関係を有することが明らかとなったものである
から、その者の意思により簡易に日本国籍を付与することが実質上適当で
ある（前掲「外事法・国籍法」304ページ、前掲細川16ページ、第1
01回国会衆議院法務委員会議録第5号18ページ4段目、同第10号2
ページ3、4段目）。

以上のとおり、法3条1項は、昭和59年改正によって、出生による国
籍の取得について父母両系血統主義が採用された際に、出生時に日本国民
の嫡出子である子との均衡を図ることを目的として新設された制度であり、
殊更非嫡出子を差別することを目的としたものではない。

ウ 準正によって嫡出子となった子と非嫡出子の扱いを区別することに合理
性があること

法3条1項は、結果として、等しく日本人父の認知を受けた外国人母の
子のうち、父母が婚姻した準正子とそうでない非嫡出子との間の法的取扱
いに差異を生じさせることになるが、この差異には、以下のような合理的
理由がある。

(7) 我が国は法律婚尊重主義の法政策を採用していること

家族関係に関する我が国の伝統、社会事情、国民の意識等を考慮し、法律婚を尊重するという基本理念に基づき、嫡出子と非嫡出子とは、種々異なる取扱いを受けており（民法790条2項、819条4項、900条4号ただし書）、嫡出子と非嫡出子との間で異なる扱いをすること自体は不合理なものではない。このことは、民法における両者の取扱いの差異に関する今日までの諸判例からも明らかである。

例えば、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた900条4号ただし書前段の規定については、憲法14条1項に違反しないことは、最高裁によって繰り返し判示されているところである（最高裁平成16年10月14日第一小法廷判決・判例時報1884号40ページ、最高裁平成15年3月28日第二小法廷判決・判例時報1820号62ページ、最高裁平成15年3月31日第一小法廷判決・判例時報1820号62ページ、最高裁平成12年1月27日第一小法廷判決・判例時報1707号121ページ、最高裁平成7年7月5日大法廷決定・民集49巻7号1789ページ）。

このうち、最高裁平成7年7月5日大法廷決定は、相続制度を定めるに当たっての合理的な裁量を立法府に認めるに当たり、民法900条4号ただし書前段の規定の立法理由について、「法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。」として、現行民法が法律婚主義を採用している以上、このような立法理由にも合理的な根拠があると判示している。

前記判示の根底には、婚姻や家族に対する価値観が多様化したといわれる現代社会においても、なお、「法律婚を尊重すべき」という法律婚

を基調とする家族観や社会倫理が根強く存在し、法律婚を保護するが、法律婚に基づく家族に社会経済上の一体性が認められる場合が多いという社会実情に合致し、国民感情に沿うとの判断があるものと考えられる。

そうすると、嫡出子と非嫡出子との間で法的に異なる取扱いをしていることのみをもって直ちに不合理な差別との法的非難を受けるべきものではない。

(イ) 準正要件の合理性

そこで、法3条1項の準正要件について考えてみると、そもそも、民法789条に定める準正の制度は、非嫡出子について父母の婚姻及びその認知があった場合に、法の擬制によってその子に嫡出子たる身分を与えることとした制度である（中川善之助編「注釈民法（22）I」355ページ（岡垣学））。非嫡出子は、母の氏を称し（民法790条2項）、原則として母の親権に服する（同法819条4項）とされていて、非嫡出子の父子関係は、法制度上も、実際上も、結合関係、すなわち生活の同一性が希薄である。ところが、準正子である未成年の子は、その準正のときから当然に母と共に父の親権に服し（民法818条1項、3項）、出生時から嫡出子であった子と同様、父母の下で監護・教育を受けて成長することが、民法上当然に予定されている（同法820条以下）。

このように、準正子と非嫡出子との間には法制度上の差異があり、準正子の場合には、父と子の親子関係が非嫡出子より強いものとされている。そのため、日本人父との親子関係が準正によって強くなった場合に、我が国との密接な結合が生ずるものとして国籍を付与するとの立法政策を採り、届出のみによる国籍の取得を認めることについては十分な合理性がある。大橋寛明・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）12

51 ページも、「実の父が母と法律上の婚姻関係にあるか否かは、父と子の親子関係の強さに違いがあり、子の日本国籍取得における取扱いを区別する合理的根拠といい得るであろう。」としている。そして、上記のような立法政策を採ることは、上記(ア)の法律婚尊重主義という我が国の基本的な法政策にも整合するものである。

(ウ) 準正要件という客観的に明確な基準を要求すべき必然性があること

他方、準正子となっていない日本人父の非嫡出子の中にも、個別的にみれば我が国と密接な結び付きのある者が存在することはあり得る。しかし、そのような者であるか否かは客観的に明らかではないのが通常である。言い換えれば、法律上婚姻していない父母が法律上の婚姻と同様の事実上の婚姻状態にある場合があるとしても、内縁関係の態様は様々であり、いかなる場合に法律上の婚姻と同様の事実上の婚姻状態にあると評価するかは一義的ではないのである。そして、届出による国籍取得が簡易な方法による国籍の取得を認める制度であるにもかかわらず、国籍取得の可否を決するためにこのような個別具体的な事情の検討を要するというのでは、その制度趣旨も没却させることになるし、前記個別具体的な事情をこの手続内で検討するのも容易ではない。むしろ、日本人父の非嫡出子のうち我が国と密接な結び付きがあると認められる可能性のある者は、手続内で個別具体的な事情の検討が予定されている簡易帰化による国籍取得にゆだねるのが法制度として合理的である。そうすると、日本人父の非嫡出子を一律に届出による国籍取得の対象としなかったことが、立法理由との関連で著しく不合理なものといえないことも明らかである。以上のようなことから、我が国の国籍法は、日本人父から認知を受けたにとどまる非嫡出子については、一律に簡易に国籍取得を認めることをせず、我が国の構成員とすることが相当であるか否かについて、なお法務大臣の個別的判断を求めることとして、通常の場合に

比して緩和された帰化条件により、簡易に帰化を認めることとした（法 8 条）ものである。

したがって、法 3 条 1 項が、客観的に該当性が判断できる準正要件をもって届出による国籍取得の要件としたことには十分な必然性があり、合理性が認められるものである。

エ 比較法的にみても不合理な立法ではないこと

諸外国の国籍法の立法例にも、準正の場合には簡易な国籍取得を認めるものが存在している。平成 13 年までの調査によるものであるが、国籍の付与に関して、我が国のほかにも、父子関係以外に父母の婚姻等を国籍取得の要件としている国は複数存する（乙第 1 号証）。法 3 条 1 項の準正要件は、比較法的にみても不合理な区別を設けたものということとはできないのである。

オ 最高裁平成 14 年 11 月 22 日第二小法廷判決の補足意見について

原告らは、法 3 条 1 項が憲法 14 条 1 項に違反することの論拠として、前掲最高裁平成 14 年 11 月 22 日第二小法廷判決における 3 名の裁判官の補足意見を挙げる（訴状 9 ページ）。

上記補足意見において 2 名の裁判官は、「その父母が婚姻関係にない場合でも、母が日本人であれば、その子は常に日本国籍を取得することを容認しているのであるから、法自身、婚姻という外形を、国籍取得の要件を考える上で必ずしも重要な意味を持つものではない、という立場を採っていると解される。そして、法 2 条 1 号によれば、日本人を父とする非嫡出子であっても、父から胎児認知を受ければ、一律に日本国籍を取得するのであって、そこでは親子の実質的結合関係は全く問題にされてはいない」ことを指摘し、法 3 条が準正を被嫡出子の国籍取得の要件とした部分は、憲法 14 条 1 項に反する疑いが極めて濃い、との意見を述べている。

しかしながら、法 2 条は、国籍の安定性の要請（江川英文ほか著・「国

籍法」(第三版)67ページ)という観点から、その出生時点において日本国民との間に法律上の親子関係が生じている者について生来的に国籍を認めるとしたものであるが、法3条1項は、出生時に日本国民の嫡出子である子との均衡を図ることを目的として新設された制度であるから、法律婚尊重主義という我が国の基本的な法政策に照らし、法3条が父母の婚姻をも国籍取得の要件としたことには十分合理性が認められるというべきである。

その上、準正子と非嫡出子の父子関係は、前記のように、法制度上、前者の関係が後者の関係より強いものとされているなど、法3条1項が前者の場合のみ同項による国籍取得を認めたことに合理的な理由のあることは前記のとおりである。

(3) 小括

以上のとおり、法3条1項が届出による国籍取得の要件として、準正要件を定めていることには合理的な根拠があり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えるものではないから、法3条1項は憲法14条1項に違反するものではなく、原告らが国籍を取得したとの主張は理由がない。

なお、原告らは、市民的及び政治的権利に関する国際規約24条及び児童の権利に関する条約2条にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとの趣旨の規定があることから、嫡出子と非嫡出子との間で異なる取扱いをすべきではないと主張するが(訴状8, 9ページ)、上記各条約は、いずれも、無国籍児童の一掃を目的としたものであり、もとより憲法14条を超えた利益を保護するものではない(前掲最高裁平成14年11月22日第二小法廷判決、大阪高裁平成10年9月25日判決・判例タイムズ992号103ページ、大阪地裁平成8年6月28日判決・判例時報1604号123ページ)。

第5 結 論

以上のとおり，法3条1項は何ら憲法に反するところはない。

原告らが準正要件を満たしていないことは明らかであるから，原告らが同条項に基づいて日本国籍を取得することはできず，原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。